

## 集合債権譲渡担保権が担保権消滅許可の対象になるとした事例 —東京高裁令和2年2月14日 第22民事部決定—

平岡 絢  
Aya Hiraoka

PROFILEはこちら

### 第1 はじめに

担保権を設定するような目ぼしい資産を所有していない企業においては、将来発生する債権をまとめて譲渡し、これを担保に資金調達を行う場面も多いかと思いますが、当該債権譲渡が債権譲渡担保権の設定としての性質を有するのか、或いは真正な債権譲渡に当たるのかについては、企業の倒産局面においてしばしば問題になるところです。仮に当該債権譲渡が担保権の設定としての性質を有すると判断されれば、かかる債権譲渡は管財人による担保権消滅許可申請（破産法186条1項、民事再生法149条1項）の対象となり、債権者にとっては満額の債権回収の道を断たれる等の不都合が生じ得るため、とりわけ債権者にとっては関心の強い問題かと思えます。

今回ご紹介する東京高裁令和2年2月14日 第22民事部決定（金融法務事情2141号68頁、以下「本件」といいます。）は、まさに債権譲渡契約に基づく集合債権の譲渡が実質的

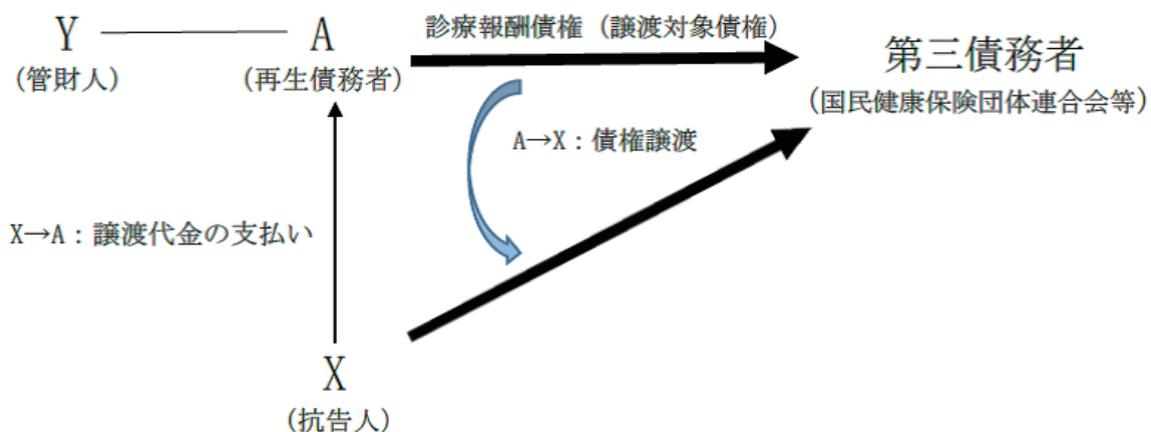
には譲渡担保権の設定に当たり、担保権消滅許可の対象になると判断した事例であり、今後の取引実務において大変参考になる事例です。

### 第2 事案の概要

#### 1 当事者等

Aは、令和元年8月26日に債権者により民事再生手続開始の申立てをされた医療法人社団であり、本件の原告人であるXは、Aとの間で債権譲渡契約を締結した診療報酬債権の取得等を目的とする合同会社です。また、相手方であるYはAの管財人であり、Aの再生手続事件において、Aの診療報酬債権についてXのために譲渡担保権が設定されているとして、担保権消滅許可の申立てを行いました。

#### 2 時系列<sup>1</sup>



1: 本ニュースレーターでご紹介する論点に関連する部分のみ抜粋しており、事実関係も一部簡略化しています。

時期	事象
平成 27 年頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A の経営状態が悪化し、資金調達の必要に迫られるようになる。</li> <li>・ D は、A から資金調達の相談を受け、特定目的会社として X を設立。</li> <li>・ D は、A に対し、X が A の将来の診療報酬債権の譲渡を受けて A に 10 億円を融通する等のスキームを打診。</li> </ul>
平成 28 年 1 月 18 日	<p>上記経緯を経て、XA 間で債権譲渡契約書を締結（以下「本件債権譲渡契約」という。）。主な契約の内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● A が国民健康保険団体連合会等に対して有する平成 27 年 12 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの間の各月に生ずる診療報酬債権を「譲渡対象債権」、同年 3 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までの間の各月に生ずる診療報酬債権を「担保債権」として、これらをいずれも X に譲渡する。</li> <li>● A は X に対し、<u>譲渡対象債権を X に対して真正に譲渡することを意図しており、担保提供その他の意図を有していないことを表明し保証する。</u></li> <li>● 譲渡対象債権の譲渡代金は、各月の診療報酬債権ごとに「債権基準額」を設定し、同基準額に「掛目」を乗じた額（以下「買取債権金額」という。）から、同額に「割引率」を減じた額とする。 ※「債権基準額」は、全ての譲渡対象債権について 3 億 5000 万円とされ、「掛目」は当初段階では 98.05%であるものの、契約締結後 2 年目以降は漸減していくものとされ、「割引率」は、当初 2 か月分の債権についてのものを除き 1.25%前後でほぼ一定とされていた。</li> <li>● 譲渡対象債権の譲渡代金の支払時期は、平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日までの 3 か月に生ずる診療報酬債権（以下「当初譲渡対象債権」という。）については、同年 1 月 22 日に、その後の譲渡対象債権の譲渡代金については、X が、当該月の 2 か月前に生ずべき債権につき弁済があったこと、その他、X が必要とする手続きが履行されたことを確認した日から 3 営業日以内に支払う。</li> <li>● 契約締結から 2 年を経た後には、A の側からも解約を申し入れることができるが、その場合、A は X から受領した譲渡代金（解除されなかった譲渡対象債権に係るもの及び X が弁済を受領した譲渡対象債権に係るものを除く。）を直ちに X に支払う。また、本件債権譲渡契約が解除又は解約された場合には、譲渡対象債権は、当然に担保債権に組み入れる。</li> </ul>

平成 28 年 2 月 5 日	X は、本件債権譲渡契約に基づき、A に対して 10 億 2951 万円 <sup>2</sup> を交付し、 <u>A はこれを長期借入金として会計処理。</u>
令和元年 8 月 26 日頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A の債権者が民事再生手続開始の申立てを行い、Y が管財人に選任される。</li> <li>・X が民事再生手続において提出した債権届出書には、<u>X が A に対して本件債権譲渡契約書に基づく 13 億 9000 万円余りの債権<sup>3</sup>を有すること、当該債権について譲渡担保の担保権を有すること等が記載されていた。</u></li> </ul>
令和元年 11 月 15 日頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A の診療報酬債権について X のために譲渡担保権が設定されているとして、Y より同譲渡担保権について 5000 万円を裁判所に納付してこれを消滅させることの許可申立てがなされ、裁判所がこれを許可する決定を行う。</li> <li>・上記裁判所の決定に対して、X がその取消し及び担保権消滅許可申立ての却下を求めて申立てを行う（当該申立てに対する決定が本件である）。</li> </ul>

### 第3 争点

本件においては、主に、本件債権譲渡契約が担保目的での譲渡に当たり、担保消滅許可の対象となるかが問題となりました<sup>4</sup>。

### 第4 裁判所の判断<sup>5</sup>

裁判所は、本件債権譲渡契約が担保目的での譲渡に当たるかについて、主に以下の点を理由に、本件債権譲渡契約の全体を合理的に解釈すれば、譲渡対象債権の譲渡は、A がXに対して与えた当初譲渡対象債権の代金やその後の買

取り債権残高に相当する額の融資や担保を目的とするものであって、譲渡担保の実質を有すると評価できると判示しています。

- ① 本件債権譲渡契約の内容(Xは、契約締結時には、未発生ないし支払期日が到来していない3か月分の診療報酬債権の譲渡代金をAに対して交付し、以後は、譲渡対象債権のうち最初に支払期日が到来するものについて弁済を受け、これを原資に最後に支払期日が到来するものの翌月分の診療報酬債権の譲渡代金を支払うというもの<sup>6</sup>)を経済的にみれば、Aは、Xから譲渡代金の支

2: 判旨には明確な記載がありませんが、支払時期及び金額からして10億2951万円は当初譲渡対象債権に係る譲渡代金(3億5000万円×0.9805×3か月-割引率)であると考えられます。

3: 当該金額は平成28年2月5日にXがAに対して交付した金額(10億2951万円)と異なりますが、これは、前掲に記載のとおり10億2951万円というのはあくまで当初譲渡対象債権に係る譲渡代金であり、その後Xによる債権届出時までの約3年半の間に、更なる譲渡代金の交付等により債権額に変動が生じたことに起因するものと考えられます。

4: その他、本件では、診療報酬債権がAの「事業の継続に欠くことのできないもの」(民事再生法149条1項)といえるか、裁判所が認定した担保権評価額としての5000万円は不当に低い金額であるかが問題となりましたが、紙面の関係上、本ニュースレターからは割愛しております。

5: 本ニュースレターでご紹介する論点に限り、筆者にて抜粋・要約し、重要部分に下線を引いております。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。

払を受けることにより、自ら診療報酬債権を回収するより1か月から3か月早く資金を手にすることができることになるから、Xは、ほぼ常時3か月分の買取債権金額の合計相当額についてAに金融を与えていることとなる。これは、Aが当初段階で10億円余りの融資を受け、2年間については利息のみを支払い、その後は弁済に伴い元本額が徐々に減少すると捉えることと相違ない。

- ② 本件債権譲渡契約においては、契約締結から2年を経た後には、Aの側からも解約を申し入れることができるとされていたことからして、本件債権譲渡契約による譲渡対象債権のXへの移転は、所定の時期以降はAの意思によって任意に覆すことが可能ないわば暫定的なものとしてと見ることができ、これは、当初譲渡対象債権の譲渡代金やその後の買取債権残高に相当する額の支払の実質が融資であって、譲渡対象債権の譲渡はその担保の目的であるとの理解とよく整合するものであるといえることができる。
- ③ 本件債権譲渡契約が解除又は解約された場合、譲渡対象債権は、当然に担保債権に組み入れるものとされており、これは、そもそも譲渡対象債権の譲渡が、契約が終了する場合にXにおいて返還を受けるべき当初譲渡対象債権の代金やその後の買取債権残高に相当する額の支払の担保を目的としており、解除や解約がされた場合においては、その担保としての性格が顕在化するものと理解することが可能である。
- ④ Xは、自身が民事再生手続事件において提出した債権届出では、Aに対して買取債権残高相当の債権を有

し、その債権について譲渡担保の担保権を有するとしていたものであり、Xにおいても、本件債権譲渡契約によって譲渡担保権を有することになると認識していたことがかわれる。また、Aにおいても、当初譲渡対象債権の代金とされる10億円余りを長期借入金として処理しており、少なくともAの側としては、当初譲渡対象債権の代金として受領した金額は借入金に類するものと認識していたことが一応うかがわれる。

## 第5 当事者間で締結された契約が譲渡担保契約に当たるかをどのように判断すべきか

当事者間で締結された契約が譲渡担保契約に当たるかをどのように判断すべきかについて、従前の最高裁は、契約の形式面に固執することなく、具体的事情に着目し、実質的に譲渡担保の目的を有するか否かという観点からこれを判断しているものと考えられます<sup>7</sup>。そして、本決定においても、裁判所は、本件債権譲渡契約によって、XがAに対して実質的には融資を与えていることになることや(①)、対象債権の移転が暫定的なものであったこと(②)、契約内容や当事者の認識等(③④)の具体的事情を考慮して、本件債権譲渡契約が実質的には譲渡担保の目的を有すると判断しており、本決定は従前の判例の傾向に沿ったものといえます<sup>8</sup>。

## 第6 非典型担保たる集合債権譲渡担保が担保権消滅許可の対象となるか

本件で問題となったのは集合債権譲渡担保といういわゆる非典型担保<sup>9</sup>ですが、かかる非典型担保が典型担保と同様に

6: 判旨によれば、当該スキームは第2「時系列」にて記載した譲渡代金の支払時期に関する条件(当初譲渡対象債権についての譲渡代金は平成28年1月22日にAに交付し、以後の譲渡代金については当該月の2か月前に生ずべき債権につき弁済があったことを条件としてAに支払うというもの)から導き出されるものと考えられます。

7: 最一小判平成18年2月7日民集60巻2号480頁、最一小判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁。

8: 金融法務事情2141号70頁。

9: 譲渡担保、所有権留保、ファイナンス・リース等、民法典に定められていない担保権をいいます。

担保権消滅許可の対象となるかについては、非典型担保は公示方法としての登記・登録が存在しないことが多く、担保権の成立の認定に困難を伴うことがあること、非典型担保が複数設定されたり典型担保と競合したりする場合に、民事執行法の定めに従って納付された金銭の配当を行うことに困難を伴うことがあること等から、担保権消滅許可の対象とするかについては慎重な検討が必要であるといった指摘もあるところ<sup>10</sup>。もっとも、債務者の再生のために担保権消滅許可を認める必要性は非典型担保であっても同様に存在することからして、非典型担保も原則として許可の対象になるとするのが適切と考えられ<sup>11</sup>、また、上記で指摘されている典型担保との競合の場面については、例えば非典型担保に優先する典型担保がある場合にはまずそれに配当し、残額は非典型担保権に配当し、さらに残余があれば再生債務者等に交付するといった運用を採用することにより対応可能と考えます<sup>12</sup>。したがって、本決定は、非典型担保たる集合債権譲渡担保が担保権消滅許可の対象になると判示した点においても是認できるものと考えます。

## 第7 最後に

本決定は、上記に記載のとおり、争点を単体として見た場

合には妥当な結論であるといえますが、結論全体の妥当性という観点からは、本件のような担保権の設定とも真正な債権譲渡ともいずれとも解釈される契約の当事者Xとしては、再生手続においてどのような対応を取れば適切であったのかという点に少々疑問が残るところです。もっとも、この点については、当該債権譲渡契約が真正な債権譲渡ではないと判断される場合に備えて予備的に別除権者としての届出(民事再生法88条本文)をしておくことで対応可能と考えられ、現に本件においても、裁判所は「当該債権届出書には、予備的な届出である旨の記載はされておらず、Xにおいて本件債権譲渡契約が真正譲渡であると主張したのは本件の担保権消滅許可の申立てがされた後に至ってからであった」との事実認定をしており、予備的届出がなされていればこれを考慮する可能性が示唆されているため、債権者にとって妥当な結論を導く道は残されているといえます。いずれにせよ、本決定は、仮に契約書において当該契約が担保提供を目的とするものではないとの点が明記されていたとしても、その実質が担保としての性質を有する場合には担保権消滅許可の対象となり得る点を明確に示したものとして、実務上参照価値の高いものと考え、ここに紹介する次第です。

10: 前掲注8-71頁。

11: 園尾隆司他「条解民事再生法[第3版]」798頁(弘文堂、2013年)。

12: 四宮章夫他「詳解民事再生法[第2版]-理論と実務の交錯-」409頁(民事法研究会、2009年)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】